

## 議 事 日 程 第 6 号

平成26年12月18日（木）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 議第68号 置賜総合文化センターの指定管理者の指定について

日程第 2 議第69号 市立米沢図書館等の指定管理者の指定について

日程第 3 議第70号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 4 議第71号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 5 議第84号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 6 請願第7号 集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願

（民生常任委員長報告）

日程第 7 議第72号 米沢市敬師児童センター等の指定管理者の指定について

日程第 8 議第73号 米沢市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 9 議第74号 米沢市福祉事務所設置条例の一部改正について

日程第10 議第75号 米沢市児童センター使用料条例の一部改正について

日程第11 議第76号 米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について

日程第12 議第77号 米沢市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について

日程第13 議第78号 米沢市立病院医師奨学資金貸付条例の設定について

（産業建設常任委員長報告）

日程第14 議第82号 玉の木町住宅等の指定管理者の指定について

（予算特別委員長報告）

日程第15 議第79号 平成26年度米沢市一般会計補正予算（第6号）

日程第16 議第80号 平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議第81号 平成26年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議第83号 平成26年度米沢市一般会計補正予算（第7号）  
日程第19 議第85号 平成26年度米沢市一般会計補正予算（第8号）  
日程第20 議第86号 平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
日程第21 議第87号 平成26年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）  
日程第22 議第88号 平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
日程第23 議第89号 平成26年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）  
日程第24 議第90号 平成26年度米沢市一般会計補正予算（第9号）

日程第25 米沢市農業委員会委員の推薦について

日程第26 議員の辞職許可について

日程第27 議会運営委員の選任について

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

~~~~~

#### 出欠議員氏名

出席議員（23名）

1番	木	村	芳	浩	議員	2番	相	田	克	平	議員	
3番	高	橋	嘉	門	議員	4番	佐	藤	弘	司	議員	
5番	山	田	富	佐	子	議員	6番	山	村	明	議員	
7番	鈴	木	章	郎	議員	8番	高	橋	壽	議員		
10番	佐	藤	忠	次	議員	11番	遠	藤	正	人	議員	
12番	堤		郁	雄	議員	13番	工	藤	正	雄	議員	
14番	齋	藤	千	恵	子	議員	15番	島	軒	純	一	議員
16番	海	老	名		悟	議員	17番	渋	間	佳	寿	議員

18番	相	田	光	照	議員	19番	中	村	圭	介	議員
20番	小	島	卓	二	議員	21番	佐	藤		亮	議員
22番	高	橋	義	和	議員	23番	小	久	保	広	信
24番	我	妻	徳	雄	議員						議員

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市長	安部	三十郎	副市長	小林	正夫
総務部長	須佐	達朗	企画調整部長	山口	昇一
市民環境部長	赤木	義信	健康福祉部長	菅野	智幸
産業部長	冴田	美佐雄	建設部長	細谷	圭一
会計管理者	神田	仁	総務課長	菅野	紀生
財政課長	後藤	利明	総合政策課長	我妻	秀彰
水道部長	加藤	吉宏	病院事業管理者	芦川	紘一
市立病院長	加藤	智幸	教育委員会委員長	高橋	英機
教育長	原	邦雄	教育管理部長	船山	弘行
教育指導部長	土屋	宏	農業委員会会長	伊藤	精司
農業委員会事務局長	高橋	寿一	選挙管理委員会委員長	小林	栄
選挙管理委員会事務局長	生田	英紀	代表監査委員	大澤	悦範
監査委員長	宇津江	俊夫			

出席した事務局職員職氏名

事務局長 近野長美 事務局次長 高野正雄

庶務係長 金子 いく子 議事調査係長 青木 重雄  
主査 堤 治 主任 我妻 政仁

---

## 午前10時00分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

### 日程第1 議第68号置賜総合文化センターの指定管理者の指定について外5件

○島軒純一議長 日程第1、議第68号置賜総合文化センターの指定管理者の指定についてから日程第6、請願第7号集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願までの議案5件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名悟議員。

〔総務文教常任委員長 16番海老名 悟議員登壇〕

○16番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る2日と11日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、9日の午前10時からと12日の午前9時から、委員会室において全委員出席のもと、教育長、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第68号置賜総合文化センターの指定管理者の指定についてであります。本案は、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について、平成27年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、新図書館ができたときの置賜総合文化センターの空きスペースの活用方法についてただされ、当局から、教育委員会全体の問題としてどのようにするか、検討を重ねているところであるとの答弁がありました。

また、委員から、そのスペースの使用形態の変更について、指定管理料の積算上どのように見たのかとの質疑があり、当局から、受託者には、契約時の説明により、使用形態の変更については了解していただいており、空きスペースの使用方法が決まれば再度協議するとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号市立米沢図書館等の指定管理者の指定についてであります。本案は、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者について、平成28年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、図書カードなどの個人情報保護についてただされ、当局から、新しく採用する財団職員全てに対して研修等を行い、徹底的に管理をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、臨時・嘱託職員がやめた際の個人情報保護について質疑があり、当局から、米沢上杉文化振興財団との基本協定の中に秘密保持の条項があり、退職の際にも徹底して守るよう指導したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、図書資料の購入などの仕事には経験が必要とされるが、5年で退職ということだと、せっかくの経験が生かせなくなるのではないかとただされ、当局から、正職員が中心になって選書等を進めるが、財団と教育委員会が協力して、選書や資料購入に当たりたいとの答弁がありました。

また、委員から、経験が物を言う職場で5年しか雇用しないことには疑問を感じるとの質疑があり、当局から、財団の職員も市に準じて5年と

考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、新文化複合施設を活用した中心市街地活性化策の検討状況についてただされ、当局から、商工会議所、地元商店街、町なかの方々の代表と本市で中心市街地活性化協議会を組織しているが、できるだけ早い段階で、米沢上杉文化振興財団にも参画していただき事業の取り組みを考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、図書館、ギャラリー、まちなか駐車場の3施設の建設費用と管理運営費についてただされ、当局から、建設費が28億182万3,000円で、管理運営費が1億8,000万円との答弁がありました。

採決に当たっては、指定管理者制度自体が、公営図書館に非常になじみにくいと考えており、導入が1割に及ばない実態の中で、指定管理者制度を導入し、また、不安定雇用の低所得労働者をふやす方針は納得できないとして反対とする意見。一貫して新文化複合施設建設に反対してきており、このたびも反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第70号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市西部コミュニティセンターの室名を改めるとともに、当該室の使用料を新たに設定するほか、米沢市三沢コミュニティセンターの室名を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、6月に教育委員会へ提出された西部コミュニティセンター管理運営委員会からの要望書の内容について質疑があり、当局から、高齢者の利用に変化があり、和室よりも、有料でも椅子テーブルの部屋の利用をされるようになったこと、一方で、育児教室、ヨガ、ストレッチ、生け花などの和室の利用を求める方が多くなり、今まで無料であった老人いこいの部屋を一般の貸し室と同様に使用料を定め、室名を変え

て予約して使用できるように求められたものであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、上郷小学校浅川分校を廃止しようとするものであります。

本案に対し、委員から、平成27年4月以降の利用について質疑があり、当局から、地域の意見を最大限に尊重してほしいとの意見を地元からいだいていることから、教育委員会として、また、市としての利用について地元協議会の皆様と慎重に話し合いをする考えであるとの答弁がありました。

また、委員から、まだ十分使える建物であることから、地元の意見を入れながら、地区の発展に寄与するようを使ってほしいとの要望がありました。

採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市一般職の職員の給与に関する条例及び米沢市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。本案は、山形県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に準じ、一般職の職員の給料月額等の改定を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、実質給与が上がるのかどうか、また、手当は上がるが、据え置きになるというところをわかりやすく説明してほしいとの質疑があり、当局から、給料については、山形県人事委員会の勧告に準じた給料表を使うもので、若年層を中心にして引き上げがあり、影響額が約1,540万円となる。また、期末勤勉手当の支給月数については、勧告に従って0.2月分引き上げるが、本市の財政状況を踏まえて、実際の支給

に当たっては、現行の支給月数の3.75月に据え置くもので、その結果、当分の間、毎年影響額の約5,000万円を抑制することになるとの答弁がありました。

また、委員から、手当分の据置期間の「当分の間」は、具体的にいつまでなのかとただされ、当局から、新しい給料表導入に当たっては、給料表で上がる方もいるが、下がる方もいて、特に高年齢層については下がる。それについては、経過措置を3年持っている。据置期間については、財政が好転すればという条件がつくが、その3年間というものを視野に入れながら考えていく必要があるとの答弁がありました。

さらに、委員から、この件における職員労働組合との話し合いの状況についてただされ、当局から、職員労働組合も、現在の厳しい財政状況は十分理解しており、給与削減は避けて通れないものという認識も共有しているとの答弁がありました。

また、委員から、県の人事委員会勧告の県内他市での実施状況についての質疑があり、当局から、給与については、ほとんどが完全に実施されており、手当については、若干率が異なっているが、引き上げか、3.95月にしており、据え置きは本市だけと見込んでいるとの答弁がありました。

採決に当たっては、本市での給与水準の官民格差が3倍ぐらいあるものと思っており、市職員給与を上げることには反対との意見と、公務員の労働基本権の制約があることから、その代替措置として人事院勧告の制度が設置されたものであり、その制度に従わないことには非常に問題があり、本案については賛成との意見に分かれたため、起立採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願についてであります  
が、本請願は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、集団的自衛権行使のための立法

措置を行わないことを求める意見書を政府に対して提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、請願者から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、外交努力のみによって日本の平和を守れると考えているかとの質疑があり、請願者から、世界でこれから本当にやつていかなければならないのは、まさに英知を全てさきげて、この外交努力をすることだと思っていたとの答弁がありました。

また、委員から、これまで憲法の中で、この集団的自衛権行使については、行使容認なり、また、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣や武力を伴う国連軍への派遣は許さないということが内閣の統一した考え方だったと思うが、内閣法制局が今までの見解を大きく転換したことについての質疑があり、請願者から、内閣法制局に相当の圧力があったものと感じているとの答弁がありました。

さらに、委員から、軍事力の行使に加わることで、本当に平和の創出に貢献できるのかとの質疑があり、請願者から、武力による解決は、何も将来を生まないと信じている。恨みは、恨みを重ねるだけで、その恨みの矛先がなければ、どんなところにも、その矛先を向ける人が生まれてくる。世界がもし本当にテロの時代になったときにも、日本が、平和をしっかりと守っていくことで、違うぞというメッセージを言い伝えられることが、世界の将来のために必要だと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、日本国憲法第9条があるので、自衛隊を無尽蔵に派遣するようなことはないと思うがどう考えるかとの質疑があり、請願者から、条約は、非常に複雑な関係にある法律で、国会の事後承認が必要だが、内閣が勝手に国民に先行して締結することもできるもので、一旦それが定まってしまうと、国内法と矛盾しても、守らなければ

ばならない国際法上の責務がある。憲法9条がそっちのけになることが当たり前にあるので、そうした派遣もあり得るとの答弁がありました。

また、紹介議員から、以前、日米ガイドライン、防衛協力指針は、日本有事以外の周辺での軍事紛争で、自衛隊と米軍が密接な協力のもとに、戦闘に参加することが規定されていたが、今回、10月8日、日米の外務防衛局長会議でまとめられたガイドラインの中間報告の中で、周辺という言葉が完全に消えて、そのかわりに、アジア太平洋及びこれを超えた地域という記述になっていること。さらに、平時、周辺事態有事といった段階的区別ではなくて、切れ目のないという言い方に変わっている。このことから、いつでも、米軍と世界のどこででも軍事協力をしなければならないとする指針に変わっているとの説明がありました。

委員間討議においては、集団的自衛権という国連で認められている権利を行使すべきと考えており、請願には反対するとの発言。日本の憲法の平和主義については高く評価されており、国際的なさまざまな紛争が絶えない中で、日本の立場というのは、やはり外交努力であったり国際協力であったりそういうものを進めながら、今後、紛争のない国際社会に向けて進むべきものだと思っている。今回、集団的自衛権の行使容認を一内閣が閣議決定として各閣僚が決定しただけで進められるということは、大変将来に禍根を残すし、問題があると感じているので、請願に賛成するとの発言。あくまでも、憲法第9条のもとで許される専守防衛のための範囲を明確にするものと判断しており、請願に反対とする発言。国際社会の中での対等な外交関係からすると、状況によって、集団的自衛権の行使は必要だと考えることから、請願に反対するとの発言。閣議決定だけで武力行使容認をしてよいものか疑問に思っており、戦後、平和憲法を定めてから、我が国は戦争で誰ひとり失わず、そして殺しもしなかった。この憲法を守るために、集団的自衛権行使に反対するこの請

願に賛成するとの発言。友好の国と共同で守りましょうよというのが現実的な話だと思っており、この請願の集団的自衛権に反対するという意見には反対との発言がありました。

採決に当たっては、委員間討議で意見が分かれましたので、起立によって採決を行った結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、請願第7号に対し、22番高橋義和議員、12番堤郁雄議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、22番高橋義和議員。

〔22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 請願第7号集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願に対し、議員各位の御賛同をいただきたく、賛成討論をいたします。

ことしの7月1日、安倍内閣は、集団的自衛権の行使について容認する閣議決定「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を行いました。

表題には、集団的自衛権という表現はなされていません。だから、集団的自衛権の閣議決定ではないという方もおられると思いますが、日本は、自衛隊といって、日本軍ではないから軍隊ではないという言い方と同じ問題だと思います。

問題は、その閣議決定されたその内容です。その内容は、他国からの急迫不正の侵害に対し、必要最小限度の実力行使までを「個別的自衛権」として許容してきた従来の政府の憲法解釈を大転換し、安倍首相は限定的と注釈をつけていますが、集団的自衛権を容認したことです。

歴代自民政権は、憲法解釈について「個別的

自衛権」までしか容認していない。その行使に当たっても、憲法9条の関係で「他国からの急迫不正の侵害排除のための必要最小限の実力行使」と厳しい縛りをかけていました。

今回の変更は、憲法改正が必要な事項あります。それにもかかわらず、国民の声や意見を聞くこともなく、閣議を構成するほんの一握りの人たちのみで日本の命運を左右する重大な事柄を決定することを、容認することはできません。国民の声も聞かず、国会での議論すら行わず決めた閣議決定そのものも無効です。個別的自衛権と集団的自衛権では、全く異質なものであることを考えなくてはなりません。

集団的自衛権は、「日本と密接にかかわる国が武力攻撃を受けた場合」すなわち、日本が攻撃を受けてなくとも共同防衛していくということです。安保法制懇の北岡座長が、「地理的概念」ではなく「政策的判断」が基準となり「地球の裏側でも活動可能」と言っているように、自衛のためではなくアメリカの同盟軍として、アメリカの軍事行動の一翼を担うことになり、世界中どこでも戦闘に参加することにつながっていきます。

総務文教常任委員会の請願審査時に請願者は、次のように訴えていました。「米沢市は、平和都市宣言をしたまちであり、市民の多くは、この集団的自衛権で自分の子供たちが、また、未来の子供たちが戦争に駆り出されることを望んではいないということを、ぜひ、内閣にお伝えしていただきたい」と述べておられました。

山形県内では、13市中、9月議会で山形市議会、長井市議会でこの請願が採択され、12月議会では南陽市議会の委員会審査で可決すべきものとなったと伺っています。

ぜひ、請願者の平和な日本・米沢市を築くために実践することに努力していただきたいという願いを酌み取り、賛成していただきますようお願い申し上げまして討論を終わります。よろしくお願ひいたします。

○島軒純一議長 次に、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕

○12番（堤 郁雄議員） 私からは、集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願に反対する立場から討論を行います。

今回の請願には、大きく2つの趣旨があると思います。一つは、長年、集団的自衛権の行使は行わないとしてきた政府見解の変更を閣議決定したことそのものに反対し、閣議決定の撤回を求めていること。もう一つは、集団的自衛権行使の容認が、憲法9条を事実上変更するもので、日本を自由に戦争のできる国に変えてしまうので反対するということ。大きくはその2点になると思います。

まず、政府見解の変更についてですが、昭和21年6月の当時の吉田茂首相の国会答弁では、「戦争放棄に関する本案の規定は、直接に自衛権は否定してはおりませんが、第9条第2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります」と述べています。この当時は、集団的自衛権どころか、個別的自衛権も認められないというのが政府の公式見解がありました。

この後、昭和25年の朝鮮戦争を初めとして、ベトナム戦争など世界各地で戦争や内戦が起こり、日本でも警察予備隊に始まる自国防衛のための実力組織として自衛隊が創設されましたが、昭和34年のいわゆる砂川事件判決において、最高裁判決の中で次のように述べられています。「いわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれにより、我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が憲法の平和主義は決して無防備・無抵抗を定めたものではないのである」。さらに、「我が国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬ」

と、このように結論づけられ、政府見解も当然に変更されてきました。また、我が国が、個別的自衛権だけで、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることができるのかという点においても、明確な論証がなされてこなかったのです。つまり、必要最小限の範囲の中には、個別的自衛権と集団的自衛権を明確に分け、個別的自衛権のみが憲法上許されるという文理解釈上の根拠は何も示されていませんでした。

以上のように憲法解釈も戦後一貫していたわけではなく、政府見解も変遷してきたという事実があります。よって、政府見解を変えること自体が許されないというわけではありません。

次に、集団的自衛権行使容認が、憲法9条を事実上変更し、自由に外国へ行って戦争ができるかのような国に変えてしまうとの考えですが、逆に、集団的自衛権行使そのものが、憲法9条の制限を受けることになるのです。閣議決定をしたからといって、即どこでも戦争ができるわけではありません。自国の自衛のための武力行使でない戦争には、当然のことながら参加することはできません。

一方で、もはやどの国も一国のみで平和を守ることはできないというのは、世界の共通認識です。日本も戦後70年間一度も戦争をせずに済みましたが、それは、アメリカの軍事力と核の傘のおかげだということは、日本人なら誰でも知っている事実ではないでしょうか。

極東地域から米軍が撤退し、その分を日本が全て自国で賄わなくてはならないとしたら、防衛費は幾らかかるでしょうか。数兆円はプラスしなければならないのではないかでしょうか。財源はどうするのでしょうか。消費税を15%に上げるのでしょうか。上げる分を福祉に回したほうがずっと国民は喜ぶのではないかでしょうか。人員の手当でもしなければなりません。現在、自衛隊の定員は24万人ですが、実際には20万人しかいません。日本は志願制ですから、無理やりふやすことはできません。徴兵制を導入すればいいのでしょうか。し

かしそれらは、どれも現実的な解決策ではありません。

全ての国と、戦争ではなく、平和的に話し合いで解決していくのが理想だと思います。しかし、現実には、毎日のように世界のどこかで戦争が起き、たくさんの人々が亡くなっています。民主主義ではなく、人権を軽んじる独裁的な国家と、きちんと話し合いができるのでしょうか。

戦争をするためにではなく、戦争を思いとどまらせるために、できることをやる。そのための現実的手段として、集団的自衛権の行使もある、そのように考えます。

以上のようなことから、このたびの請願採択には反対いたします。

議員各位の賢明なる判断をお願いして討論を終わります。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

ただいまの総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第69号、議第84号及び請願第7号の議案2件、請願1件を除く、議第68号、議第70号及び議第71号の議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第68号、議第70号及び議第71号の議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第69号について起立により採決いたします。

議第69号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第69号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第84号について起立

により採決いたします。

議第84号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第84号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第7号について起立により採決いたします。

請願第7号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第7号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、請願第7号は不採択と決まりました。

---

## 日程第7 議第72号米沢市敬師児童センター等の指定管理者の指定について外6件

○島軒純一議長 次に、日程第7、議第72号米沢市敬師児童センター等の指定管理者の指定についてから日程第13、議第78号米沢市立病院医師奨学資金貸付条例の設定についてまでの議案7件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日の午前10時から委員会室において全委員出席のもと、病院事業管理者及び関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第72号米沢市敬師児童センター等の指定管理者の指定について及び議第75号米沢市児童センター使用料条例の一部改正についてであります。両案は関連がありますので、一括して審査を行いました。

両案は、敬師児童センター等の管理を行わせる指定管理者について、平成27年度から3年間指定すること並びに集団指導の実施に係る児童センターの使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、来年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」において、児童センターの基本的な方向性、あり方はどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、児童厚生施設である児童センターは、新制度においては対象外であるが、現在、定額の保育料で集団保育をしており、実質的には保育園と同じような形で運営している。今後3年程度かけ、現在の児童センターの運営でよいのか、それとも、新制度の認定子ども園等に準じた形で運営をしていくのがよいのか、検討していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、今後の方向性を検討する上で、利用者だけでなく、山上、上郷、窪田の各地域の関係者も交えて協議しなければならないのではないかとただされ、当局から、各児童センターには運営委員会が設置されており、その中で地元の方と協議をしていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、使用料改定について、保護者や地域住民からはどのような意見があるのかとの質疑があり、当局から、今回の改定については、保護者から直接意見を伺ってはいないので承知していないが、使用料改定は、保育料の平均をと

って改定してきたものの、低所得の方に対する配慮の必要性から、このたびは最低限の引き上げで改定をしたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、今回の料金改定は値上げであるが、新制度の話を踏まえればやむを得ないと判断している。また、児童センターのあり方についても、設置された当時と現在ではニーズも確かに変わっていると思われる。この3年の間に見直しを行い地域の保育ニーズに応えていくことが大事であるので、両案に賛成するとの意見がありました。

両案について、それぞれ採決を行った結果、議第72号及び議第75号は、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号米沢市国民健康保険条例の一部改正についてですが、本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、産科医療補償制度の掛金減額の理由について質疑があり、当局から、この補償制度が創設されて5年たつが、当初の推計より補償の対象となっている重度脳性まひ児が実際は少なかったため、国において掛金の見直しを検討した結果、減額になったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、日本医療機能評価機構に全国から納められた保険料の額と補償となった事例の報告はあるのかとの質疑があり、当局から、医療機関が日本医療機能評価機構に納めるので、保険者に対する報告はないとの答弁がありました。

これに対し、委員から、出産一時金をもらう方々にも、その掛金に対して納得していただくことが必要だと思うので、本市としては情報を把握しておくべきではないかとただされ、当局から、保険者として支給しているお金に対する責任ということからも、今後は、状況について確認していく

たいとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号米沢市福祉事務所設置条例の一部改正についてですが、本案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号米沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について及び議第77号米沢市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてですが、両案は関連がありますので、一括して審査を行いました。

両案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業並びに地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするものであります。

両案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号米沢市立病院医師奨学資金貸付条例の設定についてですが、本案は、市立病院の医師の継続的かつ安定的な確保に向け、奨学資金貸付制度を設けるに当たり必要な事項を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、国立大学、私立大学の授業料は、それぞれ大きく異なり、私学でも利用できるような十分な貸付額としなければ、第1条に記載されている「就学を容易にし、医師の継続的かつ安定的な確保を図る」という目的は達成されないのではないかとの質疑があり、当局から、公立、私立どちらでも対応できる奨学資金制度が望ましいと考えている。しかし今回は、病院独自

の奨学資金であり、現状の経営状況では、私立の医学部生に対しても十分な貸し付けができる状況ではないため、貸付上限額を200万円としているとの答弁がありました。

また、委員から、奨学資金の額が十分でないと認識しているのなら、一般会計から支出することはできないかについて協議をしたのかとの質疑があり、当局から、一般会計からの支出については要望を続けてきたが、常勤医が減少し、医師確保が困難になる中、奨学資金制度は、他自治体病院等の先行事例や本院の看護師奨学資金制度についても一定程度効果があったことから、少しでも医師確保につながるよう、病院単独でも実施するという判断をしたものであるとの答弁がありました。

また、委員から、本市の市立病院の奨学資金の貸付制度は、出身地等の条件は付さないのかとの質疑があり、当局から、出身地等の条件は付さずと申請は受け付けるとの答弁がありました。

これに対して委員から、市立病院の医師確保を目的とするならば、出身地等の条件を付し、地元の方を優先することを検討しなければならないのではないかとただされ、当局から、地元の高校から医学部に進学する生徒は少ないとから、出身を問わないとしているとの答弁がありました。

さらに委員から、地元の高校を卒業して医学部へ進学する生徒が少ないと、市立病院医師不足の根本的原因があるのではないか、医師を目指すことができる環境をつくることで、今回の奨学資金貸付制度を効果のあるものにできるのではないかとただされ、当局から、地元の高校から要請を受けて、医師を含め、医療関係の仕事をしたいという希望を持っている高校生を対象にした研修を病院では受け入れているとの答弁がありました。

また委員から、今後、奨学資金制度は拡充していきたいという考え方でよいのかとただされ、当局から、経営状況を考慮した上で、希望としては拡

充していきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、市立病院がみずからの経営努力の中で捻出し、奨学資金の貸付制度をつくることは、非常に喜ばしく、評価されることではあるが、やはり他制度と比較したときに優位であるとは言えず、効果を十分発揮できるかということになると弱い部分もある。本市として、一般財源からの支出も視野に入れて拡充させていかなければ、市立病院が本市の中で担う使命は果たせないので、市当局に対しても、この制度への応援体制を早急につくっていただきたいという思いも込めて賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号から議第78号までの議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第72号から議第78号までの議案7件は委員長報告のとおり決まりました。

---

#### 日程第14 議第82号玉の木町住宅等の指定管理者の指定について

○島軒純一議長 次に、日程第14、議第82号玉の木町住宅等の指定管理者の指定についての議案1

件を議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 1番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る8日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、11日の午前10時から、委員会室において全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第82号玉の木町住宅等の指定管理者の指定についてでありますが、本案は、本市の市営住宅及び共同施設の管理を行わせる指定管理者について、平成27年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、入居希望者が手続などで出向く必要回数及び事務所が中心市街地内にあることから、手続等をされた方々に対し、周辺の駐車場の無料駐車券や循環バスの無料乗車券が発行されるのかとの質疑があり、当局から、入居希望者には、入居申し込みや相談ということでお最低1回はお越しいただき、書類の不備等があれば2ないし3回来ていただくことになる。また、手続等をされた方々に対し、平和通り駐車場とホテルサンルート米沢の無料駐車券の発行を予定しているが、平成28年4月に開設される市営駐車場の無料駐車券や循環バスの無料乗車券については、指定管理者から提案がなかったため、今後検討してまいりたいとの答弁がありました。

さらに委員から、市営住宅を建設する際の国の補助率と塩井町団地は3号棟までの整備となるのかとの質疑があり、当局から、国からの補助は、塩井町団地建設の場合で約45%であった。また、市営住宅の長寿命化計画により、塩井町団地の建設は3号棟で取りやめており、今後は、狭小で狭

隘な住宅の用途廃止などを検討し、ある程度、既存の市営住宅を修繕しながら利用する考えであり、新たに市営住宅を建設する予定はないとの答弁がありました。

また、委員から、市営住宅を指定管理者制度で管理運営していくメリットとデメリットについて質疑があり、当局から、メリットとしては、民間のノウハウを利用した入居者へのきめ細かいサービスの提供や効率的な施設運営が図れること、デメリットとしては、個人情報の取り扱いと公営住宅法の規制により、一部直営業務が残ることであるとの答弁がありました。

さらに委員から、本市の厳しい財政状況により、新年度予算編成において、修繕料にもシーリングがかけられているが、現場サイドに影響は及ばないのかとの質疑があり、当局から、現場サイドに影響は及ぶが、小修繕が大修繕にならないための未然防止や、大修繕の公営住宅ストック総合活用計画による工事の発注といった形をとっている。また、危険性を伴う場合は、先送りすることなく、入居者の安全性も含めて対応できるよう、財政課と交渉しながら予算措置の確保に努めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、指定管理者に管理を委託することで、収入面を含めた個人情報が流出される可能性が高くなること、また、経費削減においても効果が見込めず、指定管理にする必要がないことから反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げ、本定例会で議員辞職をされます渋間佳寿美議員におかれましては、これまで、市勢発展並びに当委員会において多大なる御尽力を賜りましたことに感謝を申し上げ、今後さらなる御活躍を御祈念申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報

告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

ここで、異議のありました議第82号について、起立により採決いたします。

議第82号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第82号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第82号は委員長報告のとおり決りました。

ここで、少し早いとは思いますが、10分間休憩といたします。

午前10時52分 休憩

~~~~~

午前11時02分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

::::::::::

日程第15 議第79号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第6号）外9件

○島軒純一議長 日程第15、議第79号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第6号）から日程第24、議第90号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第9号）までの議案10件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る2日及び11日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12日の午前11時から委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑・要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第79号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第6号）の歳出でありますが、予算の提案があった款・項のほか、事前に質問通告のあった款・項についても質疑が行われました。

まず、第3款民生費では、県では、認知症の方が行方不明になった場合において、早期発見・早期保護につながるものとして、徘徊のおそれがある方の住所、氏名、顔写真などの情報を事前に自治体に登録する制度を進めている。本市でもこの取り組みを早急に進めるべきであり、また、周辺の方々の助け合いの精神が重要であると考えるがどうかとして質疑がありました。

また、県においては、今冬、生活困窮世帯への灯油購入費助成事業、いわゆる福祉灯油を実施する予定であるが、本市の考えはどうかとしてただされました。

さらに、本市でも認知症の方がふえており、市職員が認知症についての認識を深めることが大切だと思う。正しく理解して地域の方にアドバイスできるようにするためにも、また、相談を受け

たときにスムーズに対応できるようにするためにも、認知症サポーター養成講座を市職員全員に受けていただきたいがどうかとして質疑がありました。

また、東部地区には4つの学童保育施設があるが、その中の1施設において、入所する児童数の増加により、分割整備をしなければならないという現状がある。東部小学校前の分園「光」が閉園になることから、この跡地を利用させていただきたいとの相談があると聞いているが、市の考えはどうかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、三沢地区の母子愛育班はすばらしい組織であり、そのような取り組みを各地区にも広げていくべきと思うが、当局の認識はどうかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、学校給食における地産地消については、小規模校では取り組めるが、大規模校ではなかなか取り組みにくいというのが現状であるが、きちんとした計画を立てて、地産地消に進むような方向性をつくってもらいたいと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、米沢おしょうしなショップについては、本市単独による常設の施設が必要と考えている。可能であれば、この中でさまざまな取り組みを行うことにより、米沢をPRしていくことも農業振興につながっていくと思うがどうかとしてただされました。

さらに、猿の被害に対しては、モンキードッグの導入や人による追い払いなど積極的に取り組んでいただいているが、頭数は減らない、被害は拡大していく、さらに狂暴化していくという現状であり、今後どのような対策を考えているかとして質疑がありました。

第7款商工費では、まちの茶の間「あいべ」は、中心市街地活性化という部分もあり、機能的には教育部門あるいは福祉部門にもかかわる非常に重要な空間になっているが、次年度からの運営をどのように考えているかとして質疑がありました。

た。

また、国土交通省において、旅館やホテル等の耐震改修促進法が制定されたところである。これによって、市内に限らず旅館やホテルでは耐震診断等が必要となるが、耐震診断においても多額の費用がかかり、耐震工事となれば数千万円あるいは数億円という単位の経費になることがあり得る。この耐震診断及び耐震工事に対して補助を出す自治体があるが、本市ではどのように考えているかとしてただされました。

さらに、厳しい財政状況の中において、来年度の予算編成作業が進められているが、地元の商工業系の事業所の景況をどのように捉えているかとして質疑がありました。

また、山形大学工学部米沢街中サテライトについては、国からの資金の期限到来により、新年度以降存続できないのではないかという状況のようであるが、市はどのように対応する考えかとして質疑がありました。

第8款土木費では、本市の除雪単価は、時間ではなく距離で計算されている。中心部と山間部の除雪状況には隔たりがあり、距離単位はどこを走って除雪をしても同じキロ数であるため不公平さが存在している。これに関して、山間部を請け負っている業者から賃金のベースアップ等について要望があったと思うが、時間単価への見直しを含め、検討はなされているかとして質疑がありました。

第9款消防費では、平成28年10月開署に向けて、仮称米沢消防署南西部分署の新設が置賜広域行政事務組合において計画されている。この分署に、災害時に必要な物品の備蓄や消防団の資機材などを保管するための防災拠点施設が設けられないということだが、本市は、置賜二市二町の防災担当部局で構成する消防主幹会議において、同施設の設置をなぜ求めなかつたのかとして質疑がありました。

第10款教育費では、南部小学校の耐震補強工事

の施工中に、校舎の鉄筋が切断されている箇所が8月末に発見されたことについて、今まで3カ月以上も経過しているが、なぜ報告が今になったのか、児童の安全を第一に考えるべきであるが、現状は安全なのか、万が一の場合、誰が責任をとるのか、補強工事は一日も早く進めるべきではないか等の質疑がありました。

また、過去の人物や歴史の認識は大事であり、行き着くところは古事記である。歴史学者アーノルド・トインビーは、神話を忘れた民族は滅びると言っている。日本には神話があり、古事記、日本書紀をきちんと教えるべきと考えるが、本市の取り組みはどうかとしてただされました。

さらに、多目的屋内運動場は、利用率が高く、予約がなかなかとれない施設である。近年、人工芝の老朽化が進んでおり、通常10年ほどで張りかえるところ、15年経過している。利用者からも張りかえの要望が出されているが、整備が進まないのはなぜかとして質疑がありました。

歳入では、福島の原発事故の避難者に対する国からの交付税や国庫支出金等の財政的な支援はどれくらいあるのか。市の歳入が落ち込んでいるという状況において、国に対してきちんとした支援を求めるべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、市営人工芝サッカーフィールドは、利用状況や大会の開催実績等々を勘案すれば、ネーミングライツを考えることができる施設であると思うがどうかとしてただされました。

以上が、質疑・要望等の主なものですが、議第79号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第6号）につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決りました。

次に、議第80号平成26年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第81号平成26年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算

（第1号）の議案2件につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきも

のと決りました。

次に、議第83号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第7号）につきましては、質疑はありませんでしたが、異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決りました。

次に、議第85号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第8号）から議第89号平成26年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）までの議案5件について、初めに一括して給与改定及び会計間異動に伴う職員給与費の補正について質疑を行い、委員からは、厳しい財政状況の中、今回の給与改定では実質約1,500万円の増加となるが、これは、世代間の給与格差の解消を図り、人材をきちんと確保する体制をとりつつも、今後、全体の人員費としては圧縮していくという検討段階に入っているという考え方でよいかとして質疑がありました。

次に、議第85号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第8号）について、給与改定及び会計間異動に伴う職員給与費の補正以外の補正について質疑を行い、債務負担行為の補正において、米価下落に対する貸し付けについては、申し込みがさらにふえた場合、また追加補正をするという考え方でよいかとして質疑がありました。

議第85号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第8号）につきましては、職員給与の引き上げ以上の市民価値をきちんとつくること、また、次年度に向けて給与の独自削減にも取り組もうとしており、これが実現することを願い賛成とする意見と、本市の財政状況が非常に厳しい中、また、地方における官民格差がある中で、職員給与の引き上げについては市民の理解は得られにくいので反対とする意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決りました。

次に、議第86号平成26年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）から議第89

号平成26年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）までの議案4件について、給与改定及び会計間異動に伴う職員給与費の補正以外の補正については、質疑もなく、採決に当たっては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第90号平成26年度米沢市一般会計補正予算（第9号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、米沢市水道事業会計について、事前に質問通告があり、田沢浄水場の計画変更については、地権者との口頭での承諾だけで、本市に土地の譲渡が決まっていない中で実施設計を行ったが、相続人から用地の譲渡ができなくなった旨の申し出があったことによるものである。建設用地を変更することになり、実施設計料の約4割が無駄になったことは、新文化複合施設の建設用地変更の問題と同じであり、市長はこの責任をとる考えはないのかとして質疑がありました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました議案10件の審査経過の概要とその結果であります。

以上をもって委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に對し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員長報告中、異議のありました議第83号及び議第85号の議案2件を除く、議第79号から議第81号まで及び議第86号から議第90号までの議案8件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第79号から議第81号及び議第86号から議第90

号までの議案8件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第83号について起立により採決いたします。

議第83号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第83号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第83号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第85号について起立により採決いたします。

議第85号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第85号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり決まりました。

## 日程第25 米沢市農業委員会委員の推薦について

○島軒純一議長 次に、日程第25、米沢市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席願います。

〔18番相田光照議員退席〕

○島軒純一議長 推薦の方法は、小職からの指名といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、米沢市農業委員会委員の推薦の方法については、

議長の指名とすることに決まりました。

直ちに指名いたします。

相田光耀議員を米沢市農業委員会委員に推薦いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、相田光耀議員を米沢市農業委員会委員に推薦することに決まりました。

暫時休憩いたします。

〔18番相田光耀議員着席〕

午前11時19分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第26 議員の辞職許可について

○島軒純一議長 次に、日程第26、議員の辞職許可についてを議題といたします。

この際、渋間佳寿美議員には、地方自治法第117条の規定により、退席願います。

〔17番渋間佳寿美議員退席〕

○島軒純一議長 それでは、その辞職願を事務局長が朗読いたします。

○近野長美事務局長 それでは朗読いたします。

このたび、一身上の都合により、平成26年12月18日付で、米沢市議会議員を辞職いたしたいので、許可されるよう願い出ます。

平成26年12月2日

米沢市議会議長島軒純一様

米沢市大字川井2362番地 渋間佳寿美  
以上でございます。

○島軒純一議長 お諮りいたします。

渋間佳寿美議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、渋間佳寿美議員の辞職を許可することに決まりました。

~~~~~

日程第27 議会運営委員の選任について

○島軒純一議長 次に、日程第27、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会につきましては、現在1名欠員となっておりますので、委員会条例第8条第1項の規定により本職から指名いたします。

佐藤亮議員を議会運営委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、佐藤亮議員を議会運営委員に選任することに決まりました。

次に、現在、議会運営委員会副委員長が不在となっておりますので、ここで、委員会条例第9条の規定により、直ちに議会運営委員会を開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

~~~~~

午前11時27分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における副委員長の互選の結果を報告いたします。

事務局長が朗読いたします。

○近野長美事務局長 御報告いたします。

議会運営委員会の副委員長には海老名悟議員。  
以上であります。

○島軒純一議長 議会運営委員会における副委員長  
の互選の結果は、以上のとおりであります。

.....

### 市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められております  
ので、これを許可します。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る12月2日に招集いたしました本定例会は、  
本日、全日程を終了いたしました。17日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していくたいと考えております。

さて、ことし1年を振り返りますと、たくさんの方々の働きかけによりケネディ駐日米国大使が本市を来訪されたことが、最も印象深い出来事でした。大使は、なせばなる秋まつりをごらんになり、上杉鷹山の精神が今日の米沢の市民性の中に息づいていることに気づかれたと思います。

また、上杉鷹山が行った産業の振興、教育の重視は、200年後の現在にも引き継がれ、ことしは、山形大学蓄電デバイス開発研究センターの完成、県立米沢栄養大学の開学として結実いたしました。

大使は、父ケネディ大統領の「人は一人でも世

の中を変えることができる。みんなやってみるべきだ」という言葉を挨拶の中で紹介されました。この言葉は、「なせば成る」を一步前に進めたものと言えます。ケネディ大統領から米沢市民への贈り物と考えて、大切にしたいものです。

ことしも余すところわずかとなりましたが、議員各位には、この1年、市勢の伸展と市民生活の向上に多大な御尽力を賜りましたことに心から敬意を表し、御健闘にて、つがなく新春をお迎えになられますよう御祈念申し上げて、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

.....

### 閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成26年12月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

午前11時32分 閉 会